

特別決議

「教育のつどい」を成功させ、

教育基本法改悪、憲法改悪阻止のたたかいをいっそう広げよう

七月六日の未明、北朝鮮から七発のミサイルが発射され、いずれも日本海に着弾しました。日本政府は、ミサイル発射後ただちに北朝鮮に対して経済的措置をとりました。また、「非難決議案」を国連安全保障理事会に提出し、安保理事会では、非公式に協議が続けられています。また、米軍が嘉手納基地に迎撃ミサイル、パトリオットが配備するのではないかと不安の声もあがっています。

平和憲法をもつ日本政府がとるべき対応は、北朝鮮を六カ国協議のテーブルにつかせ、平和的な協議を再開するように働きかけることであり、北朝鮮の無法を理由に国際的な緊張を高めることではありません。ましてや憲法九条改悪の策動が、中国、韓国も含めた東アジアの不必要な緊張を高める方向で作用していることは明らかです。

イラクに派遣されている陸上自衛隊のサマワからの撤退が始まりましたが、航空自衛隊、海上自衛隊は、なおイラク周辺に滞在し、米軍への援助活動は依然続けられるなど、全面撤退からはほど遠い現状です。イラク戦争の始まりは、国連を無視したアメリカの一方的な先制攻撃でした。平和憲法をもつ日本政府の果たすべき役割は、イラク戦争を終結させるための国際的な協力を呼びかけることであり、アメリカ軍の支援を続けることではありません。

六月一八日に終了した第一六四国会は、政府自らが憲法の平和条項の改悪に向けて策動するという異様な状況下で行われました。医療保険制度の改悪は強行されましたが、共謀罪法案、教育基本法改悪法案、憲法改悪のための国民投票法案は、私たちのねばり強いたたかいによって成立を阻むことができました。教育基本法改悪を審議している衆議院特別委員会では、元文科相の議員が全教の配付したビラを示し、「教育基本法の改正は戦争のできる人づくりであるとされているがこれは本当か」という質問がなされるなど、私たちのたたかいは国会内外に大きな影響を与えています。しかし、継続審議になったこれらの法案の次期国会での成立をめざして、政府による策動も重ねられています。私たちもさらに運動を強め、広げていく必要があります。

政府が、教育基本法と憲法の改悪をあらさまにしているこの夏、私たちは、「みんなで二一世紀の未来をひらく教育のつどい（教育研究全国集会二〇〇六）」を埼玉で開催します。情勢は、子どもたちをふたたび戦争にさらすのか、平和で豊かな文化の中でのびのびと育むのかの分かれ道にあります。また、さまざまな妨害のなかで「教育のつどい」を成功させることは、思想及び良心の自由、集会・結社・表現の自由、学問の自由を保障する憲法を生かすことでもあります。

私たちは、「教育のつどい」で互いに学び合い、実践を交流し、討論し、この「教育のつどい」を、教育基本法と憲法の改悪を許さない大きなとりくみの節目にしていきましょう。

また、「教育のつどい」は、未組合員や若い教職員に、私たちの全国的な運動の姿を知ってもらおう絶好の機会です。若い仲間を誘いながら、そして新しい仲間を迎えながら、全組合員の参加で「教育のつどい」を成功させましょう。

この夏は、「教育のつどい」の成功に向けたとりくみを軸に、教育基本法の改悪を阻止し、教育基本法を生かすとりくみの輪を、職場で、地域で大いに広げ、憲法の改悪に対してもNOの世論を広げます。

右、決議します。

二〇〇六年七月八日

埼玉県高等学校教職員組合 第三二一回拡大中央委員会